

# 処 分 基 準

基準の名称	社会福祉法人の法令違反等に対する措置命令 処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
社会福祉法	第56条第6項	社会福祉法人の法令違反等に対する措置命令
基 準 の 内 容		
<p>1 次に掲げる場合において、当該社会福祉法人に対して、期限を定めて、必要な措置を採るよう命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 社会福祉法人が、法令に違反した場合</li><li>(2) 社会福祉法人が、法令に基づいてする行政庁の処分に違反した場合</li><li>(3) 社会福祉法人が、定款に違反した場合</li><li>(4) 社会福祉法人の運営が著しく適正を欠く場合</li></ul> <p>2 当該命令は、社会福祉法人の自主性を損なうことがないよう慎重に行う。</p>		